

陳 情 書

日頃よりこまめ社会保障推進協議会の諸運動へご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。さて、私たちを取り巻く環境は、長引くコロナ禍の中で大変厳しくなりつつあります。このように先行きの見えない不安の中、私達、中小事業者の営業に大きく影響を及ぼす可能性のある「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入が、2023年10月より予定されています。すでに、2021年10月より、インボイス発行事業者の登録が開始され準備が進められているところですが、この制度が導入されれば現在、消費税課税となっている事業者も免税となっている事業者も新たな負担を強いられ、現状でも厳しい中さらに窮地に追い込まれる危険性があります。

まず、大変な制度の内容について、ご理解いただいたうえで、以下の陳情について、ご賛同とご協力をお願いいたします。

【陳情事項】

消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書を国に提出してください。

【陳情理由】

- ① 小零細の免税事業者は、課税事業者（インボイス発行事業者）となる事を強要され、新たな税負担と事務負担を押し付けられる。
- ② 上記の免税事業者が課税事業者にならない場合、値引きの強要、取引の停止を迫られる。
- ③ 現在、消費税の課税事業者（一般課税）は、多くの免税事業者との取引を行っていますが、その事業者が免税事業者のままだと、仕入れ税額控除が認められなくなり、その負担を被ることになる。
- ④ 上記の課税事業者が取引先の免税事業者に課税事業者（インボイス発行事業者）になる事を強要すると、仕事をしてもらえなくなり人手確保ができなくなる。
- ⑤ 上記課税事業者が取引先の免税事業者に、値引きを求めた場合「買ったたき」として法に触れる恐れがある。
- ⑥ 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号附則 171 条第 2 項）で「消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引へ

の影響の可能性（中略）・・・検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」としていますが、全ての事業者に影響があるインボイス制度が、ほとんどの事業者に周知されず、上記①～⑤の影響が懸念されている現状では、一旦導入を中止する事が必要と思われる。

- ⑦ インボイス登録は個人名や住所が公に出るため、芸能人らも弊害が予想されている。